

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. March 2014

最高裁判所の判決

債権譲渡契約に係る特定事業税

A社は、財政再建局 (Financial Sector Restructuring Authority) による競売で、債務者へローンを提供していた金融会社が保有していた二つの債権 (元本および利息を含めて340百万バーツの債権) を90百万バーツで落札しました。その後、A社は、両債務者に対する訴訟を起し、債務者が当初の元本である235百万バーツと示談成立後に生ずる利息5百万バーツを支払うことで示談が成立しました。A社はすでに5百万バーツの利息に係る特定事業税を納税していましたが、タイ国歳入局は当初の負債金額に基づき235百万バーツ部分について利息を再計算し、85百万バーツの追加利息があると算定しました。これにより、A社は、追加の特定事業税、ペナルティーおよびサーチャージの納付を要求されました。A社は、債権の取得は売買契約に基づく売買取引であるとして、当局の指摘を不服としました。

タイ国最高裁判所は、A社はローン契約の当初の当事者ではなかったが、A社が金融会社から商業債権を取得したことは、A社がローン契約に基づく当初の債権者の権利 (債務者に対して元本および利息を請求することができる権利) を引き継いだことになり、A社の資産管理事業は商業銀行の事業と同種と考えられるとの判決を下しました。

違法な活動から生じる所得

タイ国最高裁判所は、闇宝くじは違法ではあるが、そのような宝くじから生じる所得は歳入法 Sec. 40 (8) に規定する所得に該当するとの判決を下しました。さらに裁判所は、違法な宝くじに関連する支払に対する所得控除の規定はなく、また原告は当該支払が必要かつ合理的な費用であることを証明しなかったと指摘しました。

歳入局のルーリング

再建手続き中の債務者に対する貸付金の消却

B社は、C社がタイ国中央破産裁判所に再建計画を提出したのちにC社に資金の貸付を行いました。その後、B社はC社に貸付金の元本と未払利息の支払いを求めました。2012年3月13日に裁判所が承認した再建計画では、債務者は、利息を除く貸付金元本の4.8%相当額を自己資金を使って3年間に亘って支払うこととされていました。債務者は第1回目の支払期限である3013年3月に支払をすることができず、修正再建計画を提出しました。当該修正再建計画の下、C社は、返済期間を3年から7年に延長する代わりに元本の7.97%と可能な限り追加の返済を行うことに合意しました。B社は、貸倒損失の計上を当初の再建計画に基づき2012年度に行うべきか、あるいは修正後の再建計画に基づいて2013年度に行うべきか、タイ国歳入局に確認しました (修正再建計画が提出された年度は、当初の再建計画が提出された年度とは異なっていました)。

これに対してタイ国歳入局は、B社は裁判所が承認した当初の再建計画に基づき貸倒損失を計上することができ、したがって、当該損失を2012年度の法人所得税の計算に含めることができると回答しました。もしB社が当初の計画に基づいて債務者からの支払いを受け取り、その後に修正再建計画が承認された場合には、B社は当該支払いを受け取った年度の法人所得税の計算に含めなければならないとしました。

石油事業によるサービス所得

D社は、石油およびガスの探査、採掘、開発および精製活動に従事しています。当該法人は、現在、石油およびガスの探査活動の段階にあるため、精製活動から生じる収入は一切ありません。しかし、D社は、石油およびガス探査、採掘、開発および精製活動に関するアドバイスを提供したことにより、E社から所得（従業員の給与、賞与および長期の福利厚生という形式で）を受け取りました。

これについてタイ国歳入局は、E社から受領したサービス料は、石油所得税法（西暦1971年、B.E. 2514年）に規定される石油事業に関連するその他の所得には該当しないため、D社は、タイ国歳入法の規定に基づき当該サービス料を法人所得税の計算に含めなければならないと回答しました。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/9358d6385d2e4410VqnVCM1000003256f70aRCRD.htm

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、**Japanese Services Group (JSG)** は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人6名が常駐し、日本の事務所からも頻繁にプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	隅田 拓也	宮下 淳	近藤 充	藍原 滋	真鍋 一孝
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	日本国税理士
パートナー	シニアマネージャー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 12506	Ext. 13228	Ext. 12931	Ext. 11676	Ext. 13002

International Tax & Corporate Tax

Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Indirect Tax & Corporate Tax

Darika Sophonawat
+66(0)26765700 ext 12784
dsophonawat@deloitte.com

Legal Services

Cameron McCullough
+66 (0) 2676 5700 ext 5015
camccullough@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services

Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Global Employer Services

Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.